

1月の各種相談

困りごと・悩みごとの相談に応じています。

| 相談名 | 場所 | 問い合わせ先 | 日時 |
|-----------------------------|---|--|---|
| ▶弁護士による法律相談 | 生活安全課 | ☎ 82-1133 | 8日(木) 13:30~15:30 ※申込開始日:12/26(金) 2/12(木) 13:30~15:30 ※申込開始日:2/5(木) (受付 8:30 ~、各定員 12 人、先着順) |
| ▶司法書士による法律相談 | 生活安全課 | ☎ 82-1133 | 22日(木) 9:00~11:00 ※申込開始日:1/15(木) (受付 8:30 ~、定員 12 人、先着順) |
| ▶国等の行政相談 | 生活安全課 厚狭地区複合施設 | ☎ 083-932-1100 (山口行政監視 行政相談センター) | 21日(水) 10:00~12:00 |
| ▶人権相談 | 市民活動推進課 厚狭地区複合施設 | ☎ 82-1137 (市民活動推進課) | 13日(火) 9:30~12:00 14日(水) 9:30~12:00 |
| ▶健康相談 | 厚狭地区複合施設 | ☎ 71-1814 | 13日(火) 10:00~11:30 電話相談は隨時 |
| ▶ひきこもり相談 | NPO 法人ふらっと コミュニティひだまり 健康増進課 (担当課) | ☎ 21-1552 ☎ 71-1814 | 電話相談は随时 10:00~16:00 ※月～金曜日の9:00～17:00で予約受付 ✉ f-hidamari@juno.ocn.ne.jp |
| ▶妊娠・出産・子育てについての相談 | こども家庭センター | ☎ 82-2526 (母子保健に関すること) ☎ 82-2527 (家庭児童相談に関すること) | 月～土曜日(祝日・年末年始を除く)8:30～17:15 ※土曜日に相談を希望される場合は事前予約が必要です。 ※月～金曜日の夜間・土・日曜日、祝日は中央児童相談所 (☎083-922-7511) |
| ▶教育相談 | 労働会館 1 階 保健センター 2 階 | ☎ 84-5416 (小野田ふれあい相談室) ☎ 71-1681 (山陽ふれあい相談室) | 月曜日 14:00～16:00(祝日を除く) ※事前に電話でご相談ください。 |
| ▶交通事故相談 | 厚狭幹部交番 | ☎ 84-0110 (山陽小野田警察署) | 月・水・木曜日 9:00～15:00(祝日を除く) ※電話予約が必要です。 |
| ▶市民相談 | 生活安全課 | ☎ 82-1133 | 月～金曜日 8:30～17:15(祝日を除く) |
| ▶パートナー(配偶者等)からの暴力・女性の困りごと相談 | 市民活動推進課 | ☎ 82-1137 | 月～金曜日 8:30～17:15(祝日を除く) |
| ▶消費相談 | 消費生活センター | ☎ 82-1139 | 月～金曜日 8:30～17:15(祝日を除く) |
| ▶福祉相談 | 福祉センター 山陽総合福祉センター | ☎ 81-0050 ☎ 72-1813 | 月～金曜日 8:30～17:15(祝日を除く) |
| ▶ヤングテレホンさんようおのだ | 社会教育課 (担当課) | ☎ 84-2000 | 月～金曜日 8:30～17:00 (土・日曜日、祝日は留守番電話で対応) ✉ youngtel@city.sanyo-onoda.lg.jp |
| ▶高齢者の困りごと相談 | 高齢福祉課 | ☎ 82-1149 (地域包括支援センター) | 月～金曜日 8:30～17:15(祝日を除く) |

寄附者の気持ちがまちづくりに生かされます

サポート寄附 (ふるさと納税)
(12月14日現在)

平成20年度からの累計

57,841件 1,071,277,200円

うち令和7年度

10,114件 142,247,100円

マイナンバーカード (11月末現在)

人口に対する保有率
82.8% (+0.3)

(参考) 総務省ホームページ()は前月との比較

資源ごみの売却収入

【11月分】 5,272,075円

【令和7年度累計】 40,709,239円

指定ごみ袋手数料収入

【11月分】 1,455,880円

【令和7年度累計】 10,109,036円

人のうごき (11月末) 対前月比

| | | |
|----|-----------|-------|
| 人口 | 58,175 人 | (-66) |
| 男 | 27,850 人 | (-39) |
| 女 | 30,325 人 | (-27) |
| 世帯 | 29,090 世帯 | (-36) |

山陽小野田市民憲章

みんなのちかい
私たちは、先人のこころを受け止め、
住みよいまちをめざして、
ここにちかいをたてます。

一、このまちの未来のために
自ら考えます。

一、このまちの未来のために
汗を流します。

そして、このまちを愛します。
(平成19年3月21日告示)

サポート寄附など